

第33回農地総会議事録

開催日時	令和2年3月6日（金） 午後3時30分から午後5時00分		
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室		
出席委員	西野 幸一・西本 統洋・加藤 孝幸・高橋 政継・廣井 千里・中島 義幸 大野 哲・久保田 彦昭・山崎 茂盛・竹内 義昭・中山 忠明・山本 和正 松田 環・上田 博・久保 壽美男・川澤 一博 以上16名		
欠席委員	池澤 誠・中島 正根・矢野 強 以上3名		
事務局出席者	長岡事務局長 ・ 岩崎次長 ・ 竹内係長 ・ 尾崎主任 以上4名		
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 農地法第5条の規定による許可取消願の件 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第5号議案 非農地証明願の件（審議） 議案外（報告） ①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件 ③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ⑤非農地証明願の件 ⑥農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件		
備考〔添付書類〕	○第33回農地総会議案書 ○現地案内図 ○第2号議案机上配布資料 ○地域における「人・農地プラン」の実質化に向けたアンケート調査について（依頼） ○農業委員会の法令遵守について ○今後のスケジュール		

開 議 会 長	(議長高橋政継が、挨拶して開会を宣す。(午後 3 時 30 分)) ただ今から第 33 回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告をいたします。池澤誠委員，中島正根委員，矢野強委員が欠席です。委員総数 19 名中 3 名が欠席で，出席委員が 16 名です。過半数に達しておりますので，農業委員会等に関する法律第 27 条 3 項に基づき，本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	会議規則第 23 条第 2 項におきまして，議事録には議長及び総会において定めた 2 人以上の委員が署名しなければならない，と定められております。私の方で指名させていただきます。よろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので，私の方で指名させていただきます。議事録署名委員は，竹内義昭委員，山本和正委員の 2 名にお願いいたします。
議 議 長 竹内係長	ただ今から，議案の審議を行います。第 1 号議案，農地法第 3 条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。 今月は全体で 6 件の申請が出されております。議案書は 2 ページをご覧ください。 案件 1 は，行川，その他の区域，畑，861 m²外 1 筆，合計 1,103 m²を，譲受人の希望による経営拡大のため，売買により所有権を移転するという申請です。現地案内図は No.1 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと，譲受人は現在所有している農地を全て耕作及び保全管理しており，今回の申請地では野菜，柿，梅を栽培する予定であるとのこと。 農機具については，耕耘機など計 9 台の大農機具を所有しているとのこと。 譲受人は農作業の経験があり，農作業に常時従事しており，他に父と母も農作業に常時従事しているため，効率的な利用ができるとのこと。 周辺農地への影響につきましては，申請地は現在，野菜，果樹が栽培されており，現在の作目の栽培を継続していくことと，農薬の使用方法等については，地域の防除基準に従い営農するため，特に影響がないと考えるとのこと。 案件 2 は，五台山，市街化調整区域，田，59 m²を，所有権を贈与により移転するという内容の申請です。現地案内図は No.2 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は高知市内で経営する農地を全て耕作しており、南国市と香美市にも経営農地があるため、各自治体の農業委員会に耕作状況について照会したところ、いずれも耕作されているとの回答をいただいております。なお、今回の申請地では、水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具の保有状況については、トラクターなど計13台の農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻と長男夫婦も農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守すること、地域の農地の利用調整に協力すること、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従うこと、取得する田の周囲は水稻作地帯であり、取得後も水稻を栽培することから、周辺の農地に悪影響はないと考えるとのことです。

案件3は、介良甲、市街化調整区域、田、115 m²外1筆、合計1,832 m²を、経営拡大のため、売買により所有権を移転するという内容の申請です。

現地案内図は、No.3をご覧ください。ピンクに塗っている部分が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は経営する農地は全て耕作及び保全管理しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具の保有状況については、トラクターなど計7台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻と長男も農作業に常時従事しており、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、権利取得後もこれまでと同様に稲作を継続するため、影響はないものと考えているとのことです。

続きまして、議案書2ページから3ページにまたがります案件4は土佐山東川、その他の区域、畑、796 m²外8筆、合計3,899 m²を贈与により所有権を移転するという内容の申請です。

現地案内図はNo.4-1とNo.4-2をご覧ください。ピンクに塗っている部分が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は経営する農地は全て耕作及び保全管理しており、今回の申請地では、水稻、野菜及び梅を栽培する予定であるとのことです。

農機具の保有状況については、耕耘機など計5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、両親と祖父母、妻も農作業に常時従事しており、取

得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用等が限定的であるため、特に影響はないものと考えられるとのことです。

続きまして、議案書4ページから6ページにまたがります案件5は、土佐山東川、その他の区域、登記地目田、現況畑、41㎡外19筆、合計5,018㎡を贈与により所有権を移転するという内容の申請です。

現地案内図は、No.5-1とNo.5-2をご覧ください。ピンクに塗っている部分が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は経営する農地を全て耕作又は保全管理しているとのことで、今回の申請地では、野菜、柚子及び柿を栽培する予定であるとのことです。

農機具の保有状況については、耕耘機など計2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、父母も農作業に常時従事しており、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、申請地周辺は柚子の作付が多く、周辺と同様の作目を栽培すること、作業道、河川もあり、耕作条件も整っているため、特に影響はないものと考えられるとのことです。

案件6は、春野町仁ノ、市街化調整区域、登記地目田、現況畑、376㎡を、隣接地を経営していることによる耕作便利のため、贈与により所有権を移転するという内容の申請です。現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地、緑色に塗った所が今回の申請地と一体的に利用する譲受人の経営農地で、現在、一体利用地と申請地の一部にまたがる形でハウスが建っております。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作及び保全管理しており、今回の申請地では花を栽培する予定とのことです。

譲受人は農作業の経験があり、常時従事しており、また、他に妻、次男、三男も農業に常時従事しておりますので、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

大農機具については、軽トラック5台を所有しております。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に悪影響を及ぼす恐れはないとのことです。

以上、全ての案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただいて

	おります。
	以上で第1号議案の説明を終わります。
議 長	第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が、第一、第二、第三、第四の事前審査会です。第一事前審査会の西野副委員長から報告をお願いします。
西野委員	報告します。案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地調査を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	次に第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。
山崎委員	報告します。案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地調査を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	次に第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	報告します。案件3から案件5については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	次に第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いします。
川澤委員	報告します。案件6から案件8については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようですので、審議を終わります。全ての案件につきまして、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それでは、そのように決定いたします。
	続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件ですが、事務局と相談しまして、今月は内容が込み入った案件が多いようですので、皆さんの了解を得て、案件を1件ずつ審議させていただきたいということになりました。また、関連案件があるものについては、その都度確認して、関連案件もまとめて審議させていただきたいということですが、よろしいですか。
委 員	(異議なし)
議 長	それでは、事務局より案件1の説明をお願いします。
竹内係長	今月は、全体で4件の申請が出されておりますが、議長からご説明いただいたとおり、1件ごとに説明いたします。
	案件1からご説明いたします。議案書は、8ページをご覧ください。

案件1は、針木北二丁目、登記地目田、現況畑、2,852㎡外1筆、合計6,832㎡を、近隣の高速道路用地で行われるのり面復旧工事の仮設工事ヤードとして使用するために、許可日から令和2年10月31日まで賃借権を設定するという、一時転用の許可申請です。

現地案内図は、No.7をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地で、緑色に塗った所が工事の施工区域及び通路部分として使用する一体利用地です。高速道路としては、いのインターと土佐インターの間の区間の一部です。なお、一体利用地については、現在、既に工事が行われている区域がありますが、農地ではないため、農地法違反には当たりません。

また、緑色で塗っている一体利用地がかなり広く見えますが、土地の形状が高速道路本線の東西にまたがる大きな形状となっているため、実際に、のり面の工事を施工するのは高速道路の東側だけの範囲となります。

農地の区分につきましては、農用地区域内の農地となっております。通常、農業振興地域の農用地区域内の農地については、原則転用はできないこととなっておりますが、今回の案件は一時転用であるため、農地法施行令第4条第1項第1号イの規定により、不許可の例外に該当するものと判断しております。

それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日も配りしております資料のうち、①と書いている資料をご覧ください。

資料1ページ目の事業計画書によりますと、賃借人の鹿島建設株式会社は、土木建築その他建設工事全般に関する請負などを行っている法人であり、西日本高速道路株式会社からの要請に伴い、高速道路内ののり面の応急復旧工事を実施することになったため、仮設工事ヤードを設置する必要性が生じたとのことでした。

今回鹿島建設が受注した工事施工区域は、高速道路本線に隣接したのり面であり、高速道路本線の通行止めができないことから、工事に必要な資材等を高速道路本線から直接搬入することができないことに加え、工事用車両が工事現場に進入する経路が工事場所の北側からしか確保できない地形であること、また、現場の近くで作業基地に適した広さが確保できる用地が今回の申請地しかなかったことなどから、今回の申請地を選んだとのことでした。

また、工事の工程としましては、県知事の転用許可を受けた後、5月中旬頃までに仮設工事ヤードを設置し、9月末にのり面の復旧工事が終了した後、10月末までに仮設工事ヤードを撤去し、農地に復元して返却する予定となっております。なお、現地は去年までショウガを栽培していた畑であるため、一時転用が終われば、畑に戻すことになります。

続いて、現地の地形についてご説明します。資料2ページ目に現地写真を掲載しておりますので、ご覧ください。①・②の写真を見るとお分かりいただけるかと思いますが、申請地は北から下段、中段、上段の3段に分かれた段々畑で、南に向けて傾斜がきつい地形となっており、各段の高低差は4～5mあります。

また、③・④には、それぞれの段の状態についての写真を掲載しております。現状は休耕畑です。③の写真では、畑の畝の形状が確認できるかと思います。

あと、各段の外周部分には素掘の溝のようなものがございますが、申請地周辺が粘土質の地質のため、水が地下深くまで浸透せず、地表面に伏流水が常時出てきてしまう地質のため、染み出てきた水を受けて排水するための溝で、今回の一時転用でも、この溝はそのまま有効活用する計画となっております。

次に、申請地周辺の状況をご説明いたします。資料3ページ目の航空写真をご覧ください。写真は左側が北となっております。

申請地への進入経路は、資料の赤い線で示した北側の高知市道から、高知市及び建設省所有の公衆用道路を通して進入する計画となっております。図面に黒い矢印で示しているのが、高知市道から申請地までの進入経路です。

申請地までは、高知市道ではない部分も通行することになりますが、高知市及び建設省所有の公衆用道路であるため、通行承諾を取得する必要はないものと考えます。

また、工事の性質上、大型の重機やトラックが頻繁に現場を行き来することとなるため、申請地への進入経路の道路幅が重要になりますが、元々あまり幅が広い道路ではありませんので、進入経路にある道路側溝を鉄板で養生して道路幅員を4mまで拡張しており、申請地まで大型車両が進入できるようになっております。なお、この鉄板養生につきましては、土地の所有者である高知市の目的外使用許可と、高知南警察署の道路使用許可を取得済みです。

また、黒い実線で囲っている2つの土地が今回の申請地で、そこから黒い点線で示している部分には、現在すでに工事用の資材を運搬するモノレールが敷設されております。

それでは続きまして、資料4ページから6ページをご覧ください。今回の申請地の利用計画を順番にご説明いたします。今回の申請地は、土地としては2筆になっていますが、現地は、3段の段々畑の形状になっておりますので、図は4ページから順に下段・中段・上段の3ブロックに分けてご説明いたします。

4ページの資料をご覧ください。

なお、いずれの段も、先ほどご説明したとおり伏流水が溜まりやすい粘土質の地質であり、表土を漉き取ると伏流水が出てきて申請地内に溜まってしまうため、今回は、

表土の漉き取りは一切行わずに、地表全体を養生シートで覆って農地の土壌を保護しつつ、その上に砕石を 30 cm～40 cm敷いて整地して利用する計画です。したがって、土地全体の仕上がりのイメージとしては、各段の畑の外周部には素掘りの溝があり、その内側の部分だけが現状の地盤高より砕石を敷き詰めるため少しだけ高くなるような状態になります。

4 ページの図に記載されております下段の農地は、工事に伴い発生する撤去したコンクリート構造物及び法面掘削土砂の仮置き場所や、搬出用ダンプへの積込作業用のスペースとして使用することです。

資料は 5 ページに進んでいただきまして、中段部の図面をご覧ください。

中段部には工事に伴い発生する濁った水を処理する設備、のり面補強のためのアンカー施工用プラント設備などを設置するほか、大型クレーンの作業区域などを設ける計画となっています。なお、クレーンや車両が移動する範囲は、鉄板や敷板を敷設して養生することです。

続いて資料 6 ページ、上段部の図面をご覧ください。上段部には作業員の詰所のほか、工事用車両や作業員の通勤用車両 18 台分の駐車場などを設置することです。上段部の用途としては、作業員関係の利用がメインになってくることとなるようです。

次に、排水計画についてご説明します。お手元の資料は、5 ページの中段部の図面をご覧ください。

申請地内で発生する伏流水及び雨水は、各段にある外周部の排水溝を使用して、申請地内の東の端にある既設排水溝へ排水する計画となっております。なお、この既設排水溝については、今回の申請地の中に設置されているものであり、北側に隣接する賃貸人の農地にある既設排水溝をとおり、最終的には朝倉地区道路の側溝に排水されるものであることを、地権者に確認しております。なお、申請地からの排水先が賃貸人の農地ですので、排水の同意等は必要ありません。

また、今回は法面の土木工事を大規模に行うため、工事に水を大量に使用し、その作業に伴い濁った排水も大量に発生いたしますので、この排水を浄化してから放流するために、汚濁水の処理設備が設置されます。5 ページの図面で言いますと、左側の端の方に、水色の四角で汚濁水処理設備という注釈がついている部分がそうですが、処理された水は、図上ではオレンジ色の矢印で示しておりますとおり、ホースを通してすぐ近くにある朝倉地区道路の排水路に放流する計画で、排水同意については高知市道路管理課に申請中となっております。同意を得られる見込みがあるものと判断しております。

次に、申請地周辺の状況について説明いたします。申請地東側は山林、西側は公衆

用道路及び山林、南側は山林及び畑、北側は公衆用道路及び田となっております。被害防除計画の対象となるのは北側の田と南側の畑となりますが、申請地とは高低差が4～5mあり、雨水や処理済の汚濁水等は既設排水路へ排水することと、機械類の漏油対策や工事廃材の飛散対策も十分に行うことから、周辺農地へ悪影響を及ぼすおそれはないものと考えるところです。

他法令につきましては、農振法に関連して、申請地は農業振興地域内の農用地区域内にあるため、農業振興地域整備計画の達成に支障がないか、農林水産課に意見を聞いたところ、2月18日付けで「転用面積は必要最小限とし、事業実施に当たっては、周辺農地等に支障がないようにすること」「期間終了に当たっては、速やかに原状に復すること」との回答がありました。

その他の添付書類についてご説明いたします。本件の申請地は未相続地となっているため、賃貸人が相続人であることを確認できる相続戸籍一式及び遺産分割協議書が添付されております。本案件は賃借権を設定するものであるため、土地の賃貸借契約書が添付されております。

また、本件の賃借人は法人であるため、法人の登記事項証明書及び定款の写しが添付されております。資金証明書類については、賃借人名義の金融機関の残高証明書が添付されており、本件転用に必要な資金を賄えることを確認しております。

地区の土木委員からは、雨水等は既設の排水路に排水すること、工事で出た土砂を周辺農地へ流れ出ないようにすること、という意見を事務局で確認しておりますが、先にご説明しましたとおり、排水計画はこれに対応したものとなっております。

案件1については以上です。

議 長 案件1の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一事前審査会です。第一事前審査会の西野副委員長から報告をお願いいたします。

西野委員 報告します。案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。

議 長 事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

委 員 (意見、質問なし)

議 長 ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件1については、3,000㎡を超える案件ですので、県ネットワーク機構に諮問した後に、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 それではそのように決定いたします。続きまして、案件2につきましては、第5号

委員 議長 竹内係長	議案，非農地証明の審議案件との関連案件です。非農地証明が出せるかどうか，5条の審議に影響しますので，先に非農地証明の審議をさせていただきたいと思いますが，よろしいでしょうか。 （異議なし） それでは，事務局より案件の説明をお願いします。 第5号議案，案件1の対象の土地と一体的に利用する計画となっておりますので，先に第5号議案からご説明させていただき，議決いただいた後に，第2号議案，案件2の説明をさせていただきます。議案書は36ページをご覧ください。 案件1は，第2号議案の案件2の申請地と一体的に利用する計画となっております。申請地は，一宮南町一丁目，市街化調整区域，登記地目田，現況は駐車場となっております。 本件申請地は，平成17年1月28日付で賃借権を設定して資材置場に転用する内容の5条許可を受け，平成17年3月頃より資材置場として利用されていましたが，現在は露天駐車場となっております。当時の許可書は紛失しており，今回，地目変更手続きを行うため，新たに非農地証明願を申請したとのことです。 本案件については転用に際して許可を受けていることを事務局でも確認しているため，違法な転用ではありませんが，人為的な転用行為の後，20年は経過していません。 非農地証明書交付事務処理要領の第4条では，非農地証明の交付ができる要件を定めており，第1項第6号では「前各号に定めるもののほか，委員会が非農地であると認める土地」という項目があり，本案件については，この要件を適用することが妥当であると判断されれば，非農地証明を交付できることとなります。 本件申請を受け，令和2年2月13日に農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員，事務局とで現地調査を行い，非農地化した平成17年3月頃から現在まで，継続して非農地の状況であることを確認しておりますが，例外的な規定にあたるため，要領の第8条第2項の規定により，事務局長専決処理とはせず，今回，議案として農地総会で審議していただくことが適当であると判断されたものです。 以上で第5号議案の説明を終わります。
議長	説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第三事前審査会です。第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いします。
竹内委員	報告します。案件1について，担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果，現地を非農地と認めることが妥当であると認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見やご質問があ

	ればお願いいたします。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。案件1については、現地を非農地と認め、非農地証明を交付することにご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	それではそのように決定いたします。
	続きまして、第2号議案の案件2について、事務局より説明をお願いします。
竹内係長	議案書は8ページをお開きください。
	第2号議案、案件2は、一宮南町一丁目、田、471㎡外2筆、合計993㎡を、事業所の来客用及び職員用の駐車場に転用するため、所有権を移転しようとする申請です。現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクで塗った所が本件申請地です。緑に塗った所が一体利用地で、そのうち赤線で囲んだ部分は本件譲受人が借りている職員用駐車場で、第5号議案、非農地証明願の件で審議案件となっている申請地です。残りの部分は里道及び本件譲渡人が所有する道路です。黒の矢印は本件申請地への進入経路です。
	なお、現地案内図では、5条許可申請地と非農地証明の申請地の間を東西に走る道路がありますが、この部分は里道及び複数名の方の個人所有地となっており、自動車で行くと第三者の土地を通行することになるため、申請地南側の一体利用地の部分以外は通行しない、とのことですので、赤の×印でその旨を示しています。
	また、譲受人の経営する特別養護老人ホームと救護施設は、申請地西側の「絆の広場」と書かれた施設とその東隣の救護施設「誠和園」となります。
	先ほど議決をいただきました非農地証明願の申請地は、5条許可申請地の一体利用地であり、且つ、進入経路の一部でもある状態です。
	農地の区分については、農用地区域内の土地ではなく、また甲種、1種、3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地として、第2種農地であると判断しております。
	それでは、本日お配りしております資料のうち②をご覧ください。
	資料一枚目の事業計画書は両面印刷となっております。資料一枚目の事業計画書によりますと、譲受人である社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会は、特別養護老人ホーム、救護施設等を経営する事業者とのことで、申請地を選んだ理由につきましては、「申請地は経営している特別養護老人ホーム、救護施設に近接地であること、また、現在職員が借りている駐車場を明け渡す必要が生じたこと、また施設では保護者連絡会や季節ごとにお祭り等の催しを開催し、必要に応じて保護者面談等の諸行事を開催しており、その際に入所者の家族等が利用する来客用の駐車場不足が課題となっていたこ

とから、本申請地が最適地と判断した」とのことです。申請地の利用計画としましては、職員用駐車場及び来客用車両の駐車場を 40 区画設ける計画となっています。

駐車台数の根拠については、資料 2 枚目の追加説明資料をご覧ください。資料右上の注釈によりますと、施設で雇用する職員の駐車場の必要数は最低 40 台程度であり、現在は、先ほど第 5 号議案として審議をいただきました一体利用地に 17 台、近隣駐車場に 23 台駐車しており、このうち近隣駐車場については明け渡しの必要があります。また、不足が課題となっている入所者の家族等の来客用駐車場として 17 台分が必要であり、職員用駐車場の 40 台分と合わせて合計で 57 台分の駐車場が必要となっております。

必要とする 57 台のうち、先ほど非農地証明を交付することと決定をいただきました一体利用地の職員用駐車場の 17 台はそのまま利用するため、残りの 40 台分を今回の申請地に新たに設けることとなります。

造成計画としましては、平均で 22 cm の盛土を行い、整地後、砂利敷きする計画となっております。

続きまして、計画の概要をご説明いたします。資料 3 枚目の土地利用計画図をご覧ください。こちらの図については、左が北となっております。北側が申請地、南側が一体利用地となっております。北側の申請地に職員用駐車場及び来客用車両の駐車場を 40 区画設ける計画となっております。

進入路につきましては、現地案内図のところで説明いたしましたが、図の右側の緑色の点線で示したとおり、非農地証明願を申請中の一体利用地に南側の高知市道から既設水路橋を利用して進入し、一体利用地東側部分を北側に進み、高知市管理の里道を経て譲渡人所有の道路を横断し、申請地南側より進入する計画となっております。

続きまして、排水計画についてご説明します。資料 4 枚目の排水計画図をご覧ください。

排水につきましては、転用目的が駐車場であり、発生する水は雨水のみとなります。雨水については、下の断面図にありますように駐車場部分全体を西から東向きに勾配を調整したうえで、東側に U 字溝を設置して北側に誘導し、申請地北側の既設開口部から高知市管理の水路に排水します。

また、申請地西側にも素掘り水路を設け、防草シートを被せ、雨水を北側に誘導し、北側の既設開口部から高知市管理の水路に排水します。

続きまして申請地周辺の状況をご説明いたします。北側は市道、南側は譲渡人所有の道路、東側は田及び雑種地、西側は田となっております。周辺農地への影響としましては、排水については雨水のみであり、U 字溝と素掘り水路を設けて申請地北側の水

	路に排水するため、付近への被害を与える可能性はないと考えるとのこと。また、東側と西側の田の所有者及び耕作者の同意書が添付されております。 添付書類については、法人の登記事項証明書及び定款の写しが添付されております。 資金証明書類については、譲受人名義の金融機関の残高証明書の写しが添付されており、本件転用に必要な資金を賄えることを確認しております。 また改良区から問題なしとの意見書が添付されております。 続きまして他法令の関係につきましては、水路への排水について、高知市耕地課の排水同意書が添付されております。 都市計画法の開発許可については、許可が必要ない旨申請者より高知市都市計画課に確認済みです。 土木委員の意見につきましては、問題ないとの意見を事務局で確認しております。 なお、事前審査会の席上で、現地について、浸水エリアにあたるのではないかといいご質問がありましたので確認しましたところ、現地は2 m以下の浸水が予想される区域に該当していることを確認しました。このことについて申請者に確認しましたところ、特別養護老人ホームと救護施設については、嵩上げを行って利用しておりますが、駐車場については現在予定している嵩上げ高で利用する意向であるとのことでしたので、ご報告いたします。 案件2については以上です。
議 長	案件2の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第三事前審査会です。第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	報告します。案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件2については、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それではそのように決定いたします。 続きまして案件3について事務局より説明をお願いいたします。
竹内係長	議案書は8ページから9ページにまたがっております案件3は、春野町弘岡中、登記地目宅地、現況畑、1,041.32㎡うち21.27㎡外1筆、合計212.25㎡を、借人2名の

自己住宅とするため、使用貸借権を設定し、筆のうち一部を部分転用する申請です。
現地案内図はNo.9をご覧ください。赤線に囲まれている部分が申請地の筆全体で、ピンクに塗っている部分が転用部分です。

農地の区分については、農振農用地区域に指定されていない農地であり、一帯の街区の宅地化率が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断しております。

事業計画の内容についてご説明いたします。本日お配りしております資料のうち、右肩に③と書いております資料をご覧ください。

資料1, 2枚目は事業計画書となります。申請地選定の理由につきましては、借人夫婦は現在、市内の賃貸マンションに一家4人で生活しておりますが、共働きで子供の養育等に不便があり、妻の実家に近く、子供の世話、通勤などに利便性の高い申請地に居宅を建築することにしたとのことです。

転用の計画としては、敷地の北側に2階建の木造住宅1棟を建築し、その他の部分に駐車場3台分、物干場、物置を設置するほか、申請地東側市道に接続する進入路を設置する計画となっております。なお、敷地東側の道路は幅員が狭く、建築基準法の接道要件を満たさないため、申請地の東端の部分は市道からセットバックして接道要件を確保する計画となっております。

土地の整備計画については、造成は行わず、盛土10cm程度の礫質土の盛土のみを行うこととし、敷地周辺にフェンスを巡らせることとしています。なお、このフェンスは一部転用の残地となる周辺農地との境界を明示する役割を果たすものとなります。

続きまして、資料3枚目の土地利用計画図をご覧ください。

排水計画につきましては、生活排水については敷地南東側の合併浄化槽で処理後、敷地内の排水管を經由し、敷地東側進入口付近の集水桝で雨水と合流させて、法定外公共物の水路でもある市道東側の側溝に排水します。なお、排水のため、市道を横断する形で排水管を埋設する計画となっております。

雨水については居宅周囲の集水桝から施設内排水管を經由し、先に述べたとおり敷地東側の集水桝で生活排水と合流させた後、市道側溝に排水します。

周辺農地への影響につきましては、申請地東側の一部及び西側に一部転用の残地となる畑がありますが、ともに貸人所有の農地であり、営農に悪影響を及ぼすおそれはないことを確認しております。

資金証明書類は計画を実施するのに必要な金額を示された書類が添付されております。

また、申請地のうち一筆については独立行政法人住宅金融支援機構の根抵当権が設置されておりますが、本件転用及び使用貸借についての承諾については協議中となつ

	ております。 他法令の関係では、都市計画法でいう農家の分家住宅にあたり、開発許可が必要になりますが、これにつきましては現在申請準備中とのことです。 その他の事項についてご説明いたします。 土地改良区については、改良区の区域外の土地となっております。 また本件申請の排水先が法定外公共物の水路でもあることから、管理者である高知市に排水同意書を申請中です。 排水管の埋設にかかる市道の工事許可については、管理者である高知市と協議中です。 地区の土木委員の意見については、不要であることを地区の農地利用最適化推進委員に確認済です。 案件3の説明は以上です。
議 長	案件3の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第四事前審査会です。第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	報告します。案件3については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、根抵当権者の同意を得ることを条件として、許可相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件3については、根抵当権者の同意がまだ取れていないという説明でしたので、根抵当権者の同意を条件として許可相当してはどうかと思いますがいかがでしょうか。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	それでは、不許可相当、ただし根抵当権者が転用に同意すれば許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それではそのように決定いたします。 続きまして案件4については、第3号議案、農地法第5条の許可取消願の案件1と関連案件となっておりますので、一括して審議したいと思いますがいかがでしょうか。
委 員	(異議なし)
議 長	それでは、一括して事務局より説明をお願いします。
竹内係長	議案書9ページの案件4は、春野町弘岡下、登記地目田、現況宅地、111㎡外1筆、

合計 290 ㎡を借人の農家用住宅として転用するため、使用貸借権を設定して転用する申請となっております。

本件申請の土地につきましては、以前に同様の計画で5条許可を受け、その後、事業計画の変更の承認を受けております。

現地の転用工事は完了しておりますが、このたび、権利の設定を所有権移転から使用貸借権の設定に変更することとなり、当初の許可を取消にして、再度の5条許可申請をすることになったものです。

なお、本案件につきましては先々月に再度、事業計画変更申請が出されておりましたが、先月の総会でも報告させていただきましたとおり、権利の設定移転の別を変更する場合については、事業計画変更では取り扱えないため、取下げとなっております。

本件について、第3号議案の案件1が関連案件となっておりますので、先にご説明いたします。議案書11ページをお開きください。

案件1は先に述べました春野町弘岡下の案件につきまして、所有権を移転して転用するという当初の許可について、県に取消願を提出するものです。

本案件は、当初、平成30年2月14日付で申請があり、平成30年3月の第8回農地総会でご審議いただいた後、平成30年4月の第9回農地総会でご審議いただいた変更申請を経て、最終的に平成30年5月2日に変更計画が承認された案件となります。

今回、申請者の都合により、権利の設定移転の別を、所有権移転から使用貸借権の設定に変更するため、当初許可を取り消そうとするものです。

第3号議案案件1についての説明は以上です。

第2号議案案件4の説明に戻ります。議案書は9ページにお戻りください。

案件4は先に述べたとおり許可済みの春野町弘岡下の案件を、許可申請の取消願の提出の上、申請者都合により当初の権利関係を所有権移転から使用貸借権設定に変更して、再度提出する申請となっております。

現地案内図は、No.10をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。当初許可日より1年以上が経過しており、現地は転用済みとなっております。

農地の区分につきましては、農振農用地区域に指定されていない農地であり、周囲に10ha以上の農地が連坦していることから、第一種農地と判断しておりますが、集落に接続して農家住宅を建築するという内容の申請であり、不許可の例外に該当するものと判断しております。

事業計画の内容についてご説明いたします。本日机上配布しております、右肩に④と書いております資料をご覧ください。資料1枚目は事業計画書となります。

事業計画書によりますと、借人は、祖父である貸人の跡を継ぎ、申請地の近隣にお

	いて農業を営んでおり、最初の許可を受ける以前は朝倉で賃貸住宅を借りて春野まで通っていましたが、通作距離が長く不便であるため、祖父の所有する土地に農家用住宅を建築することにしたとのことです。 申請地は、当初より 50cm 嵩上げを行った上、木造平屋建て住宅 1 棟及び駐車場 3 台分、物干場等に転用されております。2 枚目の土地利用計画図をご覧ください。進入路は南側市道からの進入となっております。 被害防除計画として、排水図が示されております。生活排水については敷地北側に設置した合併浄化槽から集水桝に接続し、南側市道に埋設された排水管を経て既存水路へ放流し、また雨水については集水桝に集水したのち、同じく南側市道に埋設された排水管を経て既存水路に排水しております。また申請地北側で農地に隣接しますが、この農地は貸人の農地であり、転用に際して農地への影響がないことを確認しております。また道路をはさんで南側に第三者の農地がありますが、同意書が提出されており、営農に支障がないことを確認しております。 その他の添付資料としまして、排水先の水路の管理者である高知市耕地課の排水同意書、申請地の抵当権に関して申請者自身が解決をする旨の確約書が提出されております。 農家住宅の建築にあたっての高知市都市計画課との協議については協議済みです。土地改良区については改良区の区域外の土地となっております。 以上で、第 2 号議案の案件 4 及び第 3 号議案の案件 1 の説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。案件が第四事前審査会で
川澤委員	報告します。第 2 号議案の案件 4 については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
	また、第 3 号議案の案件 1 については、許可を取り消すことに不都合はないものと認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。それでは第 2 号議案の案件 4 と、第 3 号議案の案件 1 について、一括して審議に入ります。ご意見やご質問がありましたらお願いします。
西本委員	第 2 号議案の案件 4 ですが、事業計画書の 8 番ですが、すでに建築費を支払っているということになっていますが、家が建っていないのに支払っているということでしょうか。
川澤委員	家は既に建っています。
西本委員	建っているんですか。

川澤委員	建っています。既に住んでいます。
西本委員	わかりました。
議長	他にご意見ご質問がないようでしたら審議を終わります。議決については、1件ずつ行います。まず、第3号議案の案件1については、許可を取り消すことに不都合はないとの意見を付して、取消願を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	それでは、そのように決定いたします。 次に、第2号議案の案件4については、第1種農地の案件ですので、県ネットワーク機構に諮問した後に、許可相当との意見を付して、県知事に申請書を送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	それではそのように決定いたします。 続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
竹内係長	今月は、全体で39件の申請が出されております。内訳は、利用権の新規設定が16件、更新設定が23件となっております。 議案書の13ページに利用権設定の総括表を掲載しておりますので、表の上段左端の部分をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が41人で延べ43人、利用権の設定を受ける者が31人で延べ43人となっております。 右隣の欄に利用権を設定する土地の内訳を掲載しております。今月は、田が143筆で93,984.77㎡、畑が11筆で6,165.8㎡、合計154筆で100,150.57㎡となっております。 利用権設定の内訳を見ますと、今月は、新規設定が75筆で35,557.80㎡、更新設定が79筆で64,592.77㎡となっております。 利用権の期間別の設定状況及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。 それでは利用権設定につきまして、新規設定の案件のみご説明いたします。議案書は14ページをお開きください。 なお、利用権設定期間の開始日は、全て令和2年4月1日となっております。 議案書14ページの案件1と議案書32ページの案件31は、賃借人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明します。 案件1は、岩ヶ淵、登記地目雑種地、現況畑、162㎡外1筆、合計588㎡に、1年間

賃借権を設定するもので、議案書 32 ページの案件 31 は、春野町弘岡上、登記地目田、現況畑、833 ㎡に 5 年間使用賃借権を設定するものです。

なお、本案件の賃借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付いただいております。耕作計画書によりますと、新規就農者として耕作できる土地を探していたところ、農業公社の紹介で今回土地を借りることになったとのことで、申請地ではハーブ類を育てて販売し、今後はアオイゴケ等の生産を拡大していくとのことです。

また、賃借人の現在の経営面積は 0 ㎡ですが、案件 1 と案件 31 の利用権が設定されますと、経営面積は合計で 1,421 ㎡となります。

議案書 15 ページから 17 ページにまたがる案件 4、議案書 18 ページにまたがる案件 5、案件 6 までの 3 件は、いずれも賃借人が同一の案件ですので、まとめてご説明いたします。まずは、議案書 15 ページの案件 4 からご覧ください。

案件 4 は、五台山、田、317 ㎡外 16 筆、合計 6,936 ㎡を、議案書 17 ページから 18 ページにまたがる案件 5 は、同じく五台山、田、211 ㎡外 6 筆、合計 1,321 ㎡を、案件 6 は、同じく五台山、田、268 ㎡外 5 筆、合計 1,223 ㎡を、いずれの案件も 3 年間、賃借権を設定するものです。

続きまして、議案書は 23 ページをご覧ください。議案書 23 から 24 ページにまたがります案件 17 は、布師田、田、440 ㎡外 9 筆、合計 4,280 ㎡に、5 年間賃借権を設定するものです。

なお、賃借人は南国市に居住しているため、南国市農業委員会の経営状況証明書が添付されております。

続きまして、議案書は 27 ページをご覧ください。議案書 27 ページの案件 21 は、介良乙、田、668 ㎡を、農地中間管理機構が中間管理権を設定して、3 年間農地を借り受けるという、賃借権の新規設定です。なお、貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。

続きまして、案件 22 は、介良丙、田、170 ㎡外 3 筆、合計 980 ㎡に、5 年間賃借権を設定するものです。

なお、本件の申請地は未相続地となっておりますが、相続権者全員の同意があることを事務局で確認しております。

続きまして、議案書は 28 ページをご覧ください。議案書 28 ページから 30 ページにまたがります案件 26 は、大津乙、田、571 ㎡外 6 筆、合計 3,157 ㎡に、5 年間使用賃借権を設定するものです。

続きまして、議案書は 30 ページをご覧ください。議案書 30 から 31 ページにまたがります案件 28 は、大津乙、田、737 ㎡外 7 筆、合計 4,892.80 ㎡に、5 年間賃借権を設

定するものです。

続きまして、議案書は 31 ページをご覧ください。議案書 31 ページから 32 ページにまたがります案件 29 は、大津乙、田、553 m²外 3 筆、合計 2,499 m²に、10 年間賃借権を設定するものです。

続きまして、議案書は 33 ページをご覧ください。案件 33 は春野町西分、田、1,899 m²で、3 年間賃借権を設定するものです。

案件 34 は、春野町芳原、田、760 m²外 1 筆、合計 1,021 m²に、5 年間使用賃借権を設定するものです。

案件 35 は、春野町芳原、田、1,210 m²外 1 筆、合計 3,222 m²に、5 年間賃借権を設定するものです。

議案書は 34 ページをお開きください。案件 37 は春野町東諸木、田、876 m²に、5 年間賃借権を設定するものです。

案件 38 は、以前に設定されていた利用権を合意解約し、新たに賃借権を設定する申出となっておりますので、関連案件といたしまして、議案外報告⑤農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の件の案件 1 について、先にご説明いたします。

議案書は 49 ページをご覧ください。

案件 1 は、春野町秋山、登記地目田、現況畑、928 m²外 1 筆、合計 1,162 m²の土地につきまして、当事者双方の合意により賃借権を解約したことについて、令和 2 年 2 月 14 日に通知があったものです。

なお、合意解約通知については、担当区域の推進委員の確認を経て、事務局長専決処理により受理しております。

それでは、第 4 号議案の説明に戻ります。議案書は 34 ページにお戻りください。

案件 38 は、春野町秋山、登記地目田、現況畑、928 m²外 1 筆、合計 1,162 m²に、3 年間賃借権を設定するものです。

なお、本件の申請地は 2 筆とも未相続地となっておりますが、遺産分割協議書が添付されており、賃貸人が申請地を単独で相続するものであることを事務局にて確認しております。

また、賃借人が農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

これによりますと、賃借人は農業次世代人材投資資金の補助を受けて農業研修中であり、今回の借入地ではショウガを栽培し、将来は経営を拡大していく予定とのことです。

以上、更新の案件も含めて計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強

	化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。 全ての案件につきまして、本会で計画が妥当なものと決定されますと、令和 2 年 4 月 1 日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。 以上で、第 4 号議案の説明を終わります。
議 長	第 4 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が、第一、第二、第三、第四事前審査会です。第一事前審査会の西野副委員長から報告をお願いします。
西野委員	報告します。案件 1 については、計画を妥当と認めました。
議 長	次に第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。
山崎委員	報告します。案件 2 から案件 9 については、計画を妥当と認めました。
議 長	次に第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	報告します。案件 10 から案件 29 については、計画を妥当と認めました。
議 長	次に第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いします。
川澤委員	報告します。案件 30 から案件 39 については、計画を妥当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。
西本委員	権利移動種別と書いている中で、更新も設定も（異）と記載しているが、前の計画と変わっているということですか。
竹内係長	（異）と書いているところは、全て使用貸借権の設定です。使用貸借権については、しばしば家族間で貸借をされる場合がありますが、同一世帯内での使用貸借権の設定あるいは更新である場合は（同）と記載し、また、世帯が異なる場合は（異）と記載しております。なお、今回は（同）がありませんので、全て異なる世帯での権利設定となっております。
西本委員	わかりました。
議 長	他にご意見ご質問はありませんか。
委 員	（意見、質問なし）
議 長	ご意見ご質問がないようでしたら審議を終わります。全ての案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長	それでは、全ての案件について、計画を妥当なものと決定いたします。 続きまして、議案外の報告を事務局より一括してお願いします。
竹内係長	それでは、議案外の案件についてまとめてご報告いたします。 ①農地法第 3 条の 3 の規定による農地取得届出の件についてご報告いたします。議

案書は 38 ページをご覧ください。

今月は 5 件の届出が出されております。地区の内訳は、秦が 1 件、五台山が 1 件、一宮が 1 件、高須が 1 件、議案書は 39 ページにまたがりまして、春野が 1 件となっております。

当該案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、②農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は 41 ページをご覧ください。

今月は 2 件の届出が出されており、地区の内訳は、潮江が 1 件、大津が 1 件となっております。

全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、③農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は 43 ページをご覧ください。

今月は 18 件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が 1 件、旭が 1 件、議案書は 44 ページに移りまして初月が 2 件、議案書は 45 ページにまたがりまして秦が 3 件、鴨田が 2 件、議案書は 46 ページに移りまして中央が 2 件、長浜が 2 件、議案書は 47 ページにまたがりまして一宮が 2 件、高須が 2 件、大津が 1 件となっております。

全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、④農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件についてご報告いたします。議案書は 51 ページをご覧ください。

今月は、1 件の合意解約通知が出されております。内容については、第 4 号議案、案件 38 の説明の際に、関連案件としてご説明いたしましたので、説明を省略いたします。

続きまして、⑤非農地証明願の件についてご報告いたします。議案書は、51 ページをご覧ください。

今月は、先に第 5 号議案としてご審議をいただきました案件を含めると、全体で 8 件の非農地証明願が出されており、そのうち、事務局長専決により処理された案件が、議案外報告にお示しさせていただいております 7 件となっております。

地区の内訳は、初月が 1 件、三里が 1 件、大津が 1 件、議案書は 52 ページにまたがりまして春野が 4 件となっております。

全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員及び事務

議 長 委 員 議 長	局にて現地確認を実施し、いずれも非農地証明書の交付条件を満たしているため、農地総会での審議は不要と判断されましたので、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。 ⑥農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件についてご報告いたします。 議案書は、54 ページをご覧ください。 案件 1 は、令和元年 1 月 7 日に開催されました第 31 回農地総会においてご審議いただき令和 2 年 1 月 8 日付けで農地法第 3 条の規定に基づく許可をしておりましたが、申請地の 11 筆のうち、2 筆について筆の一部を住宅の進入路として転用する計画が生じたため取消願が出され、事務局長専決処理により受理されたものです。 なお、この場合、残りの 9 筆については、当初の許可の効力がそのまま残ることとなります。 以上で議案外報告を終わります。 議案外報告に関しまして、ご意見やご質問がありましたらお願いします。 (意見、質問なし) ご意見ご質問がないようでしたら、議案外報告を終わります。 事務局からの連絡がありましたらお願いします。
事務局報告 岩崎次長	(令和元年度今後のスケジュールについて説明) (人・農地プランについて説明) (法令遵守について説明)
次 回 農 地 総 会 議 長	次回の農地総会は 4 月 7 日 (火) を予定しております。
閉 会 議 長	本日の議案は、全て終了いたしました。 以上で、第 33 回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。 (午後 5 時 00 分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和 2 年 3 月 27 日

議 長

高 橋 政 継

議事録署名委員

竹 内 義 昭

議事録署名委員

山 本 和 正

議事録作成者

尾 崎 哲 雄